

令和 2 年 9 月 2 8 日

○条例

小田原市議会委員会条例の一部を改正する条例

市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市斎場条例の一部を改正する条例

水道事業及び下水道事業の組織統合のための小田原市水道事業の設置等に関する条例
の一部を改正する条例

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○規則

小田原市子育て支援センター条例の施行期日を定める規則

小田原市国民健康保険条例附則第 1 0 条の規則で定める日を定める規則の一部を改正
する規則

小田原市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 9 月 2 8 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 3 7 号

小田原市議会委員会条例の一部を改正する条例

小田原市議会委員会条例（昭和 3 9 年小田原市条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「公営事業部、経済部、都市部、建設部、下水道部、
水道局及び農業委員会事務局の所管に属する事項」

を

「公営事業部、経済部、都市部、建設部、上下水道局
及び農業委員会事務局の所管に属する事項」

に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 9 月 2 8 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 3 8 号

市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

本則第 1 号イ及び第 2 号中「9 0 万円」を「1 4 0 万円」に改め、本則に次の 1 号を加える。

- (3) 条例の改正で法令等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる市の条例中の当該法令等の題名、条項又は用語を引用する規定の整理のみを行うもの

附 則

この条例は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

小田原市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 9 月 2 8 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 3 9 号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 小田原市市税条例（昭和 5 0 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 4 条」を「第 2 4 条の 2」に改める。

第 13 条第 3 項中「第 3 3 条の 6」を「第 2 4 条の 2 第 1 号」に改める。

第 2 章第 2 節中第 2 4 条の次に次の 1 条を加える。

（現所有者の申告）

第 2 4 条の 2 現所有者（法第 3 8 4 条の 3 に規定する現所有者をいう。以下この条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（1）土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号（番号利用法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

（2）土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

（3）前 2 号に掲げるもののほか、市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第 3 3 条の 6 第 1 項第 1 号中「（番号利用法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を削る。

第 3 7 条第 2 号中「第 2 3 条第 1 項」の次に「、第 2 4 条の 2」を加える。

附則第 5 項中「及び第 1 5 条の 8」を「、第 1 5 条の 8 及び第 6 2 条」に改め、同

項に次の1号を加える。

(10) 法附則第62条に規定する条例で定める割合 零

第2条 小田原市市税条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、地方税法施行令第47条の3第1号に規定する基準額」を「35万円」に改め、「数を乗じて得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加え、「乗じて得た金額に同号に規定する加算額」を「金額に21万円」に改め、同条第3項を削る。

附則第5項中「第62条」を「第64条」に改める。

附則に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の対象となる放棄)

32 法附則第60条第3項の条例で定める放棄は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄の全てとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条及び附則第3項の規定は令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の小田原市市税条例第24条の2の規定は、第1条の規定の施行の日以後に、同条例第24条の2に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

3 第2条の規定による改正後の小田原市市税条例第8条第2項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

小田原市斎場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 9 月 2 8 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 4 0 号

小田原市斎場条例の一部を改正する条例

小田原市斎場条例（昭和 4 6 年小田原市条例第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	円	を	「	円	に改める。
	7 8, 0 0 0	8 0, 0 0 0				
	」	3 9, 0 0 0		」	4 0, 0 0 0	」

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後の斎場の使用に係る使用料について適用する。

水道事業及び下水道事業の組織統合のための小田原市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 9 月 2 8 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 4 1 号

水道事業及び下水道事業の組織統合のための小田原市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年小田原市条例第58号）の一部を次のように改正する。

題名中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

第1条中「水道事業」の次に「及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を加える。

第2条中「小田原市は、」を削り、同条に次の1項を加える。

2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、小田原市下水道事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。

第8条第1項中「管理者」を「事業管理者」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に、「管理者」を「事業管理者」に改め、同条第3項中「管理者」を「事業管理者」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に、「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）」を「政令」に、「水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「上下水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）」に改め、同条第2項中「管理者」を「事業管理者」に、「水道局」を「上下水道局及び別表に掲げる附属機関」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 水道事業の事業の規模は、次のとおりとする。

(1) 給水区域は、次のとおりとする。

栄町一丁目 栄町二丁目 栄町三丁目 栄町四丁目 中町一丁目 中町二丁目 中町三丁目 浜町一丁目 浜町二丁目 浜町三丁目 浜町四丁目 本町一丁目 本町二丁目 本町三丁目 本町四丁目 城内 南町一丁目 南町二丁目 南町三丁目 南町四丁目 寿町一丁目 寿町二丁目 寿町三丁目 寿町四丁目 寿町五丁目 東町一丁目 東町二丁目 東町三丁目 東町四丁目 東町五丁目 城山一丁目 城山

二丁目 城山三丁目 城山四丁目 扇町一丁目 扇町二丁目 扇町三丁目 扇町四丁目 扇町五丁目 扇町六丁目 緑 十字 荻窪 谷津 池上 井細田 多古 蓮正寺 中曽根 飯田岡 堀之内 柳新田 小台 新屋 府川 北ノ窪 清水新田 穴部 穴部新田 久野 板橋 南板橋 風祭 入生田 水之尾 早川 早川一丁目 早川二丁目 早川三丁目 下堀 中里 矢作 鴨宮 上新田 中新田 下新田 南鴨宮一丁目 南鴨宮二丁目 南鴨宮三丁目 曾比 栢山 飯泉 成田 桑原 別堀 高田 千代 永塚 東大友 西大友 延清 曾我原 曾我谷津 曾我別所 曾我岸 曾我光海 国府津一丁目 国府津二丁目 国府津三丁目 国府津四丁目（1番1号の一部を除く。） 国府津五丁目1番から6番まで 国府津 田島 酒匂一丁目 酒匂二丁目 酒匂三丁目 酒匂四丁目 酒匂五丁目 酒匂六丁目 酒匂七丁目 西酒匂一丁目 西酒匂二丁目 西酒匂三丁目 酒匂 小八幡一丁目 小八幡二丁目 小八幡三丁目 小八幡四丁目 小八幡 石橋 米神 根府川 江之浦 上曾我 下大井 鬼柳 曾我大沢 前川1番地から245番地まで及び1,580番地から1,595番地まで

(2) 給水人口は、196,120人とする。

(3) 1日最大給水量は、86,170立方メートルとする。

3 下水道事業の事業の規模は、次のとおりとする。

(1) 排水区域は、本市の区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画に定められた区域とする。

(2) 排水区域面積は、2,788ヘクタールとする。

(3) 排水人口は、156,516人とする。

第3条第4項を削り、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（下水道事業における法の適用）

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

本則に次の1条を加える。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、事業管理者が定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

附属機関	設置目的	委員の数
小田原市水道料金審議会	水道料金に関する事項につき、事業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10人以内
小田原市水道料金等徴収業務事業者選定委員会	水道料金等徴収業務を行う事業者の選定等に関する事項につき、事業管理者の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	5人以内
高田浄水場等運転管理業務事業者選定委員会	高田浄水場等運転管理業務を行う事業者の選定等に関する事項につき、事業管理者の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	6人以内
高田浄水場再整備事業推進委員会	高田浄水場再整備事業に係る設計、施工等の業務を行う事業者の選定その他高田浄水場再整備事業に関する事項につき、事業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10人以内
小田原市下水道運営審議会	小田原都市計画下水道の運営に関する事項につき、事業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	15人以内

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（小田原市下水道事業の設置等に関する条例の廃止）
- 2 小田原市下水道事業の設置等に関する条例（平成27年小田原市条例第44号）は、廃止する。

（附属機関に関する経過措置）

3 この条例の施行の際現に附則第7項の規定による改正前の小田原市附属機関設置条例第2条及び別表の規定により置かれている附属機関であってこの条例による改正後の小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例別表に掲げるものは、同条例第5条及び別表の規定により置かれる附属機関となり、同一性をもって存続するものとする。

(小田原市情報公開条例等の一部改正)

4 次に掲げる条例の規定中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(1) 小田原市情報公開条例(平成14年小田原市条例第32号)第2条第1項第2号

(2) 小田原市個人情報保護条例(平成16年小田原市条例第25号)第2条第1号

(3) 小田原市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年小田原市条例第16号)第2条第2号

(4) 小田原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年小田原市条例第26号)第2条

(小田原市意見公募手続条例の一部改正)

5 小田原市意見公募手続条例(平成24年小田原市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「市長」の次に「(上下水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)」を加える。

(小田原市部等設置条例の一部改正)

6 小田原市部等設置条例(昭和42年小田原市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中 「建設部
下水道部」 を「建設部」に改める。

「(4) 市営住宅及び建築に関する事項

第2条中 下水道部 を「(4) 市営住宅及び建築に
(1) 下水道に関する事項」

に関する事項」に改める。

(小田原市附属機関設置条例の一部改正)

7 小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部小田原市下水道運営審議会の項及び小田原市水道料金審議会の項から高田浄水場再整備事業推進委員会の項までを削る。

(小田原市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 8 小田原市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和36年小田原市条例第11号)の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「水道局企業職員」を「上下水道局企業職員」に改める。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条を削る。

第5条中「管理者」を「事業管理者」に改め、同条を第3条とする。

第6条中「管理者」を「事業管理者」に改め、同条を第4条とする。

(小田原市水道給水条例の一部改正)

- 9 小田原市水道給水条例(平成2年小田原市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「水道事業の」を「水道事業及び下水道事業の」に改める。

第4条第1項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

第10条の3中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

(小田原市下水道条例の一部改正)

- 10 小田原市下水道条例(昭和41年小田原市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の3第3号中「規則」を「企業管理規程(以下「規程」という。)」に改め、同条第5号及び第6号中「規則」を「規程」に改める。

第3条第2号中「市長」を「上下水道事業管理者(以下「事業管理者」という。)」に改め、同条第3号中「市長」を「事業管理者」に改める。

第4条及び第5条中「市長」を「事業管理者」に改める。

第5条の2第1項中「規則」を「規程」に、「市長」を「事業管理者」に改め、同条第2項ただし書中「市長」を「事業管理者」に改め、同条第3項中「規則」を「規程」に、「市長」を「事業管理者」に改める。

第5条の3中「市長」を「事業管理者」に改める。

第5条の4第1項中「規則」を「規程」に改める。

第5条の5中「規則」を「規程」に、「市長」を「事業管理者」に改める。

第5条の6第1項中「市長」を「事業管理者」に改める。

第5条の7中「市長」を「事業管理者」に、「規則」を「規程」に改める。

第5条の9第1項中「規則」を「規程」に、「市長」を「事業管理者」に改め、同条第2項ただし書中「市長」を「事業管理者」に改め、同条第3項中「規則」を「規程」に、「市長」を「事業管理者」に改める。

第5条の10中「市長」を「事業管理者」に改める。

第5条の11第1項中「規則」を「規程」に改め、同条第2項中「市長」を「事業管理者」に改める。

第5条の12中「規則」を「規程」に、「市長」を「事業管理者」に改める。

第5条の13、第6条、第7条の3、第9条第1項、第9条の2第1項及び第2項、第10条、第11条第1項、第12条、第14条第2項第2号及び第3号並びに第3項並びに第14条の3中「市長」を「事業管理者」に改める。

第14条の4中「規則」を「規程」に、「市長」を「事業管理者」に改める。

第15条中「規則」を「規程」に改める。

第16条中「市長」を「事業管理者」に改める。

第18条中「規則」を「規程」に改める。

(小田原都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

11 小田原都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和62年小田原市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「上下水道事業管理者(以下「事業管理者」という。)」に改める。

第4条第1項、第5条第1項及び第2項、第6条、第7条第2項、第8条並びに第9条中「市長」を「事業管理者」に改める。

第10条中「規則」を「企業管理規程」に改める。

(小田原市下水道コミュニティーホール条例の一部改正)

12 小田原市下水道コミュニティーホール条例(平成7年小田原市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「市長」を「上下水道事業管理者(以下「事業管理者」という。)」に改め、同条第2項及び第3項中「市長」を「事業管理者」に改める。

第6条中「市長」を「事業管理者」に改め、同条第2号中「規則」を「企業管理規

程（以下「規程」という。）」に改める。

第8条、第9条ただし書及び第10条中「市長」を「事業管理者」に改める。

第12条中「規則」を「規程」に改める。

（処分、申請等に関する経過措置）

- 13 この条例の施行前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりされた処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりされている申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）で、この条例の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後におけるこの条例による改正後のそれぞれの条例の適用については、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 9 月 2 8 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 4 2 号

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

多焦点眼内レンズ支給選定療養費	1 回	水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの費用から診療報酬の算定方法による水晶体再建術において主に使用する眼内レンズ（その他のものに限る。）の費用を控除した額及び当該多焦点眼内レンズの支給に当たり必要となる検査（保険外併用療養費の支給の対象となる検査を除く。）の費用の額の合算額を基準として市長が定める額に、消費税率等に 1 を加えた率を乗じて得た額（その額に 1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	療養告示第 2 条第 1 1 号に規定する多焦点眼内レンズの支給に該当する場合とする。
-----------------	-----	--	---

附 則

この条例は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

小田原市子育て支援センター条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 2 年 9 月 2 8 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 6 2 号

小田原市子育て支援センター条例の施行期日を定める規則

小田原市子育て支援センター条例（平成 3 1 年小田原市条例第 1 0 号。第 2 条の表おだびよ子育て支援センターの項、第 6 条第 1 項第 4 号及び第 7 条（おだびよ子育て支援センターの開場時間に係る部分に限る。）の規定を除く。）の施行期日は令和 2 年 1 0 月 1 日とし、同条例第 2 条の表おだびよ子育て支援センターの項、第 6 条第 1 項第 4 号及び第 7 条（おだびよ子育て支援センターの開場時間に係る部分に限る。）の規定の施行期日は同月 1 9 日とする。

小田原市国民健康保険条例附則第10条の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月28日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第63号

小田原市国民健康保険条例附則第10条の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

小田原市国民健康保険条例附則第10条の規則で定める日を定める規則（令和2年小田原市規則第46号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和2年9月30日」を「令和2年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 9 月 2 8 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 6 4 号

小田原市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市営住宅条例施行規則（平成 9 年小田原市規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 に次のように加える。

浅原住宅駐車場	小田原市曾比 3, 2 0 0 番地
---------	--------------------

別表第 3 に次のように加える。

浅原住宅駐車場	5, 0 0 0
---------	----------

附 則

この規則は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。